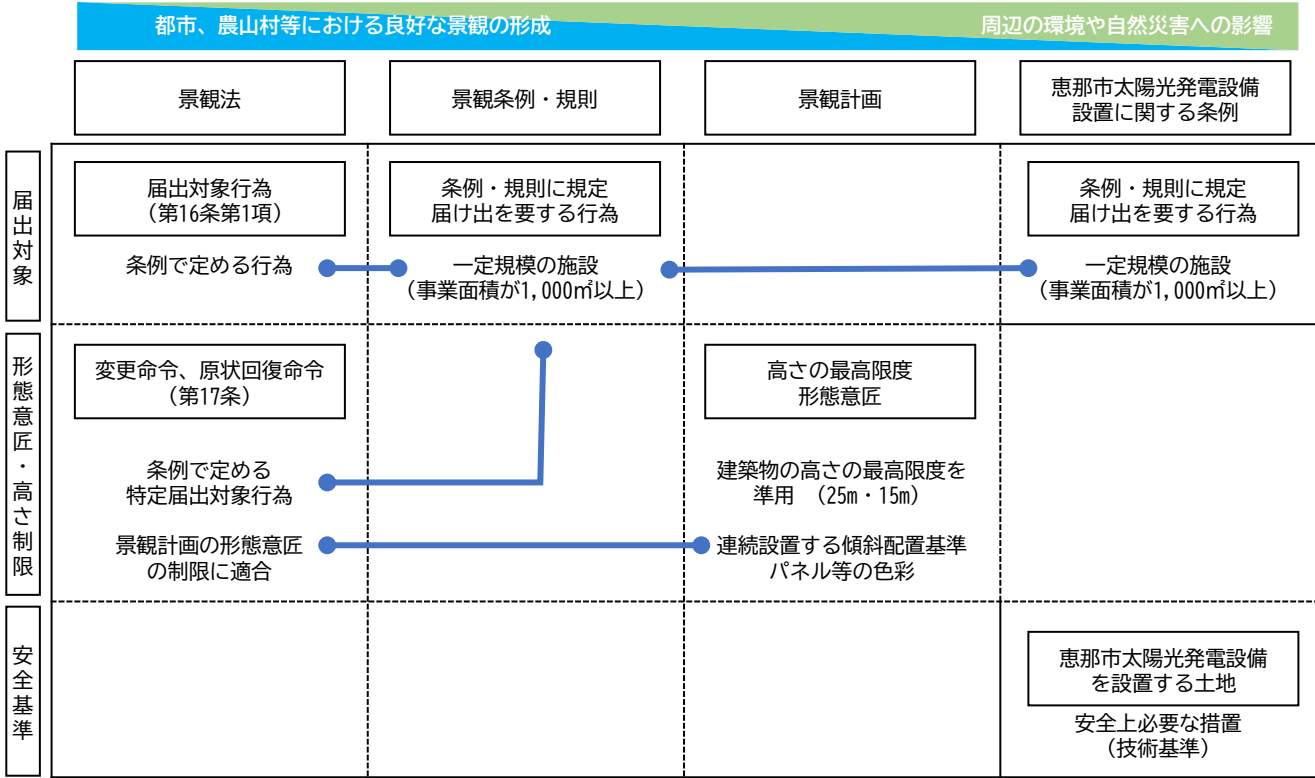


景観計画の改正内容について

内容

1. 法令、例規等の構造
2. 提案目的
3. 提案理由
4. 届出対象の追加、景観形成基準の設定

1. 法令、例規等の構造



2. 提案目的

目的

- ・市の目指す良好な景観を形成すること。
- ・景観形成に支障を及ぼすものを把握し、規制・誘導を行う。

市の目指す景観

「山、農地、里、町のつながりを大切にし、そこでの人々の暮らしが見える風景」

(目指す景観像の例)



↑飯地町の景観

坂折棚田→

←矢作川に合流する上村川

(恵那市景観計画より抜粋)



3

3. 提案理由

理由①-1 なぜ太陽光発電設備を届出対象にするのか

→規模が大きく、圧迫感や危機感、不安感を感じさせる太陽光発電設備は 恵那市の目指す景観に支障を与える可能性があるため。

→太陽光発電設備を届出制度の対象とすることで景観に支障を与えるものかどうかを確認し、必要に応じて市が助言や指導を行うことができるため。

(景観に悪影響を与える可能性のある太陽光発電設備の例)

①パネルの角度が大きい例



②パネルの角度や方向は様々で規模が大ききな例



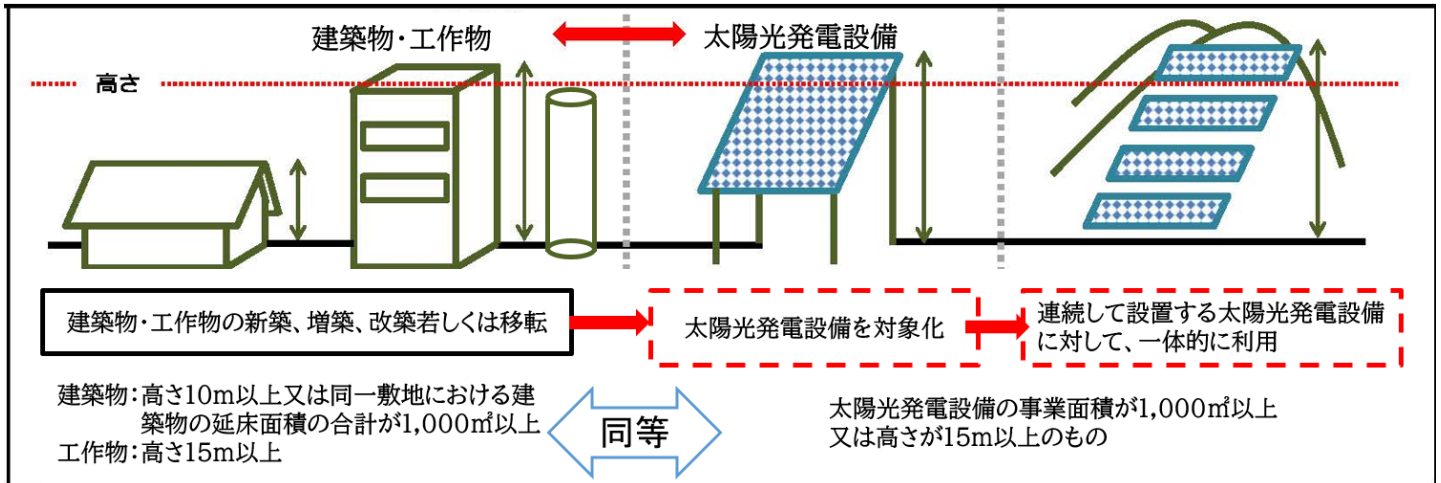
(平成29年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査 報告書 平成30年3月 静岡県広域景観検討協議会 より抜粋)

4

3. 提案理由

- 理由①-2 なぜ届出基準を「面積」と「高さ」にするのか
 - 「面積」と「高さ」を基準に設けることで、圧迫感や危機感を感じる原因である太陽光パネルの見えやすさを定量的に把握しやすいため。
 - 基準は有無だけで単純に判断が可能なものが好ましいため。

イメージ図



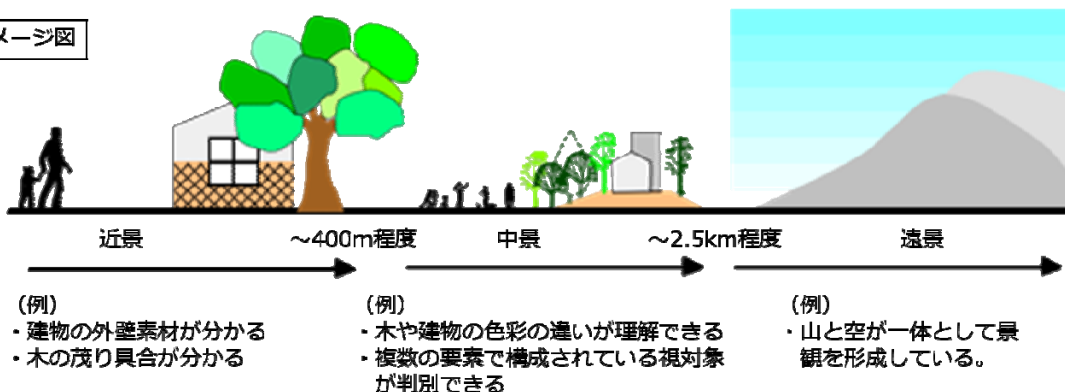
(参考 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて (飯田市))

3. 提案理由

- 理由②-1 なぜ景観形成基準に「配置」、「形態」、「意匠」、「色彩」を設けるのか
 - 建築物や工作物を作る行為における景観形成基準に設けられており、基本的な景観配慮項目と位置付けられているため。

配慮項目		重要性		
		近景	中景	遠景
配置	施設をどこに置くかということ。景観の基本的な構造を決める項目		○	○
形態	視対象となる要素のアウトラインで形成される項目	○	○	○
意匠	文化や歴史を感じさせ、視対象の機能を表現する項目	○	○	
色彩	視対象を周囲と区別する機能や、周囲との調和をもたらす機能、美しさ、賑わいを演出する機能を持つ項目	○	○	

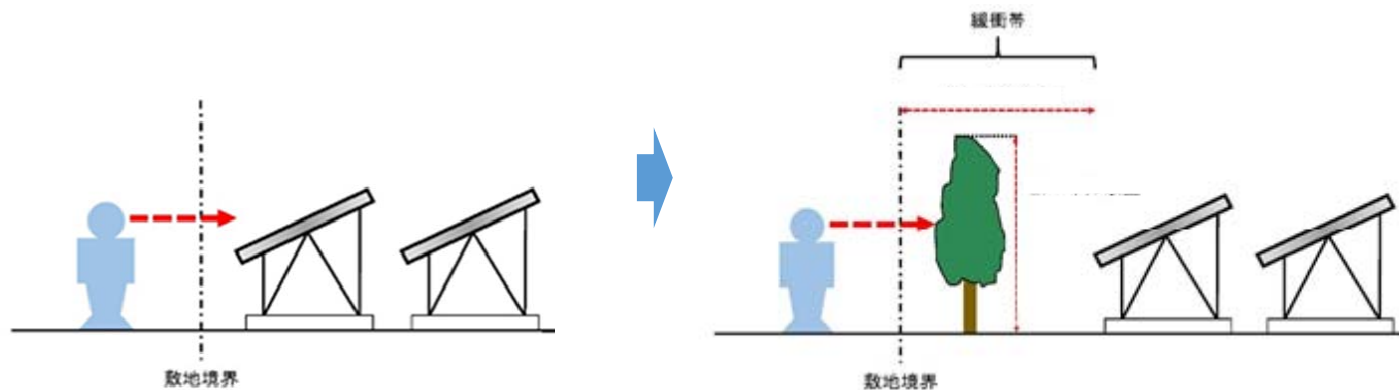
イメージ図



3. 提案理由

理由②-2 なぜ景観形成基準に「緑化・目隠し」と「維持管理」を設けるのか
 →景観に悪影響を与える原因である圧迫感を軽減し、時間経過による景観の悪化を防ぐため。

イメージ図



4. 届出対象（届出基準）の追加 景観形成基準の設定

提案一覧	項目	内容
①-1届出対象	太陽光発電設備	新規追加
①-2届出基準	面積	1,000㎡以上
	または、	
	高さ	15m以上
② 景観形成基準	配置	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うこと。 文化財、別荘地、野外レクリエーション地等との近接を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。 太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩を使用し、黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる傾斜面に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。
	緑化・目隠し	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採は、必要最小限とすること。 交通量の多い道路から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めること。 事業終了後には、適切に撤去及び処分を行うこと。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 15m以下

4. 届出対象（届出基準）の追加 景観形成基準の設定

届出対象にした場合の添付資料

行為の種類	添付書類	内容
太陽光発電設備	位置図	当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
	現況写真	当該区域及び当該区域の周辺の状況を表示する写真
	現況図	当該区域及び当該区域の周辺の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員等を表示する図面
	土地利用計画平面図	当該区域の土地利用計画を明らかにする図面
	造成計画平面図	当該区域の造成計画を明らかにする図面
	造成計画断面図	当該区域の行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面
	太陽光パネルの仕様等が分かる資料	外観、寸法、太陽光パネルの色彩(低反射性の確認)が分かる資料
	フレームや架台、附属設備の色彩が分かる資料	図面等に記載することで省略可。
	面積及び高さの算出根拠資料	図面等に記載することで省略可。
	完成予想図	パース図やフォトモンタージュ
	維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先系統網 ・周辺環境の管理方法、スケジュール及び担当者がわかるもの。 ・事業終了後の撤去及び処分の実施方法及び費用確保のための計画 ・転売予定がある場合は、その転売予定者の氏名、住所、連絡先等がわかるもの